

社会保険

みやぎ

2017.2 February - 3 March

日本年金機構からのお知らせ	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5
M美さんの社会保険物語	6
『仙台うみの杜水族館』の施設割引料金が3月中の期間限定でさらに割引になります!!	7
平成28年度「年金シニアライフセミナー」が下記会場で開催されました	7
「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」	7
インフォメーションパーク	8



藻塩焼神事

もしおやしんじ

塩竈市

今回はちょっと番外編。塩竈市御釜神社の「藻塩焼神事」をご紹介します。

毎年7月4日から6日にかけての三日間、製塩法を伝えたとされる鹽土老翁神(しおつちおぢのかみ)を祀る鹽竈神社の境外末社・御釜神社で、古代の製法にのっとり「藻塩焼神事」が行なわれます。神事の起源は不明ながら、宮城県指定無形民俗文化財に指定されています。

初日の4日は「藻刈神事」といって、七ヶ浜町花淵浜沖に神事船を出し、ホンダワラ(海藻)を刈り取ります。5日は「水替神事」。松島湾釜ヶ淵より満潮時の潮水を汲み、神釜の水を入れ替えます。6日が「藻塩焼神事」。製塩用鉄製平釜の上に竹で編んだ棚を設け、ホンダワラを広げた上から海水を注ぎこれを煮詰めて塩を作ります。塩竈と言えば地酒の浦霞やお寿司屋さんが多い街というイメージですが、最近ではこの藻塩を使った商品が開発されています。それはスイーツにまで広がり、和菓子だけでなくマカロンやその結晶を乗せたチョコレートなど、まろやかな藻塩の味をいかしたもの。伝統的な神事との、驚きのコラボレーションですね。



Moshioyaki Shinji



神事の始まり

神事にふさわしく、雅楽の演奏から始められる。境内に厳かな空気が流れる。



古来の製法で

直径1メートルの鉄釜で丁寧にあくを取りながら時間をかけて煮詰められる。



できたての藻塩

約1時間後、約20キロの粗塩(あらじお)ができあがった。縁起物として参列者にも配られる。



神聖な塩づくり

まず御釜神社の神前に供え、10日には鹽竈神社の3座の神前に供えられる。

日本年金機構 からのお知らせ

事業主の皆様へお願い

届書全般に係る共通事項

- 事業所整理記号、事業所番号は必ず記入してください。
(例) 仙北 - いろは -1111 (注: 全国健康保険協会の被保険者証記号とは異なります)
- 事業所所在地、事業所名称、事業主氏名、電話番号は必ず記入 (または社判押印) してください。また、事業主印も必ず押印してください。(事業主が署名 (自筆) した場合は、押印を省略できます。)

資格取得届 ～従業員を採用したときに～

- 【⑧基礎年金番号】は必ず記入してください。(年金手帳を紛失している場合は「年金手帳再交付申請書」も添付してください。)
- 【⑦報酬月額】は、①から⑥の「合計」まで記入漏れがないようにお願いします。
- 【⑩郵便番号】、【⑪被保険者住所】は必ず記入してください。
- 【⑬資格取得年月日】が 60 日以上遡及する場合は、賃金台帳と出勤簿の写しを添付してください。(事実発生日の確認ができるもの)
60 日以上遡及しているかどうかは、日本年金機構仙台広域事務センターまたは年金事務所の受付日で判断します。

資格喪失届 ～従業員が退職したときに～

- 資格喪失届には被扶養者分も含めて被保険者証 (高齢受給者証を含む) を必ず添付してください。
- 被保険者証を添付できない場合は、健康保険被保険者証回収不能・減失届を添付してください。また、「被保険者証を返納できない理由」は必ず記入してください。
なお、届書の備考欄に返納できない理由が明確に記入されていれば、必ずしも健康保険被保険者証回収不能・減失届の添付は必要ありません。
- 【④資格喪失年月日】は退職または死亡した日の翌日を記入してください。また【⑤資格喪失原因】は退職であれば「その他」に○を付けてください。なお備考欄に退職日や死亡日をご記入いただきますようご協力願います。
- 【④資格喪失年月日】が 60 日以上遡及する場合は、退職した月の賃金台帳と出勤簿の写しを添付してください。(法人の役員の場合は、株主総会の議事録又は役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写し。)

※60 歳未満の方が退職する際には、市区町村役場で国民年金の加入手続きを行うようご説明願います。

報酬月額変更届 ～昇(降)給等、給料に変動があったときに～

- 【③改定年月】を必ず記入してください。
改定年月は固定的賃金の変動した給与を支払った月から 4 か月目となりますが、例えば、平成 29 年 1 月の給料日から固定的賃金に変動があり月額変更届を提出する場合には、【③改定年月】の「前 3 月目」が 1 月、「前 2 月目」が 2 月、「前 1 月目」が 3 月であり、改定年月は「29 年 4 月」になります。
- 【③改定年月】に記入された年月の初日 (1 日) が受付年月日より 60 日以上遡る場合は、賃金改定の事実を確認するために、賃金台帳 (固定的賃金の変動があった月の前月分から改定年月の前月分まで) と出勤簿 (月額変更届の算定対象月に係る出勤簿) の写しを添付してください。(役員の場合は報酬改定に関する取締役会議事録等の写しと、固定的賃金の変動があった月の前月分から改定年月の前月分までの所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写しを添付してください。)
- 降給等により標準報酬月額が 5 等級以上引き下げとなる場合は、賃金改定の事実を確認するために、賃金台帳 (固定的賃金の変動があった月の前月分から改定年月の前月分まで) と出勤簿 (月額変更届の算定対象月に係る出勤簿) の写しを添付してください。(役員の場合は報酬改定に関する取締役会議事録等の写しと、固定的賃金の変動があった月の前月分から改定年月の前月分までの所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写しを添付してください。)
- 遡及支払額等があり、修正平均を算出した場合には【⑦備考】に記入してください。

賞与支払届 ～賞与の支払があったとき(※)に～

- 【④賞与支払年月日】欄は必ず記入してください。
 - 賞与支払届でお届けいただく金額は総支給額となります。所得税等を控除した後の金額ではありませんのでご注意ください。
- (※)賞与支払予定月において賞与の支払がなかった場合でも、被保険者賞与支払届総括表の「支給・不支給」欄の「不支給 1」に○を付けて、必ず提出してください。

※「社会保険みやぎ平成 28 年 12 月・平成 29 年 1 月号」の P4「賞与支払届は忘れずにご提出ください」の記事で健康保険の標準賞与額の上限が 540 万円となっていました。【573 万円】の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

健康保険・厚生年金保険適用関係届書等のうち、主な届書について、比較的多い記入漏れの例等、ご注意いただきたい事項をまとめました。提出された書類に不備等があると、お戻しして再提出をお願いすることとなりますので、届書作成にあたって参考としていただようお願いいたします。

なお、届出が遅れた場合には、健康保険被保険者証の交付、保険料の告知額にも影響が出ますので、所定の提出期限内に提出していただようお願いいたします。

被扶養者異動届 ～被扶養者に異動があったときに～

- 【⑨続柄】、【⑩職業】、【⑪収入】、【⑫被扶養者になった日】又は【⑬被扶養者でなくなった日】は必ず記入してください。
また、配偶者である被扶養者については、【⑫被扶養者 (第 3 号被保険者) になった理由】又は【⑬被扶養者 (第 3 号被保険者) でなくなった理由】を、その他の被扶養者については、【⑫理由】も必ず記入してください。
- 被扶養者の漢字氏名・フリガナを明瞭に記入してください。氏名が難しい漢字の場合は特に明瞭に記入をお願いします。
- 【⑭同居・別居の別】は必ず○を付けてください。特に配偶者の場合、住所欄が空欄になっていることが多いので同居であれば「同上」と明記してください。
また、別居の場合は、被扶養者となる方の収入を上回る仕送りをしている必要がありますので、備考欄に実際の仕送り額を「仕送り ○○○○円」と記入してください。
- 国民年金第 3 号被保険者に該当する被扶養配偶者を扶養にする場合、お二人の基礎年金番号 (②、③欄) を必ず記入してください。
- 認定年月日が 60 日以上遡及する場合は、事実確認の書類等の写し (所得証明、非課税証明、年金証書、給与証明、雇用保険受給資格者証等で遡及する扶養認定日以降事実確認ができるもの) を添付してください。
- 被扶養者として認定する場合は、被扶養者となる方の現在の状況により添付書類が異なります。個別具体的な事例については、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

国民年金第 3 号被保険者に関する届出 ～20 歳以上 60 歳未満の配偶者を扶養に入れたときに～

- 「健康保険被扶養者 (異動) 届」の 3 枚目にある、**国民年金第 3 号被保険者届**を記入する際には下記の事項にご注意ください。
- 下段右「(届出人)」欄の記載については、第 3 号被保険者 (被扶養者) の住所・氏名・電話番号を記入してください。
- 「(届出人)」欄へ第 3 号被保険者 (扶養者) ご本人が記入する場合は押印の必要はありません。しかし、被保険者 (従業員本人) が代理で記入する際は、印鑑の押印が必要となります。なお、記入する氏名等はあくまでも被扶養者の氏名等になります。
※「(届出人)」欄に被扶養者以外の氏名 (被保険者 (従業員本人) や会社の担当者、事業主の氏名) が記入されている場合は、正しい届出とはならないため、お戻ししますので、再提出していただくこととなります。

住所変更届 ～引越などで住所が変わったときに～

- 被保険者の方の住所が変わったときは、「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」を提出してください。
20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者の方の住所も変わったときは、「被扶養配偶者の住所変更届」に記入のうえ、2 枚目の「国民年金第 3 号被保険者住所変更届」も提出してください。
- 被扶養配偶者 (国民年金第 3 号被保険者) の方だけが変わったときは、2 枚目のみ提出してください。
- 2 枚目の「(届出人)」欄は、被扶養配偶者 (国民年金第 3 号被保険者) ご本人の署名が必要です。

春は異動のシーズンです！異動後の手続きはお早めに

各種届出・申請は、「仙台広域事務センター」あて郵送による提出にご協力をお願いいたします
(「仙台広域事務センター」では窓口受付は行っておりません。)

日本年金機構 仙台広域事務センター

〒980-8461
宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1
住友生命仙台中央ビル (SS30) 18F

■仙台東年金事務所	☎022(257)6111
■仙台南年金事務所	☎022(246)5111
■仙台北年金事務所	☎022(224)0891
■石巻年金事務所	☎0225(22)5115
■古川年金事務所	☎0229(23)1200
■大河原年金事務所	☎0224(51)3111

協会けんぽ からのお知らせ

平成 29 年 3 月分（4 月納付分）からの 協会けんぽ宮城支部の健康保険料率は引き上げとなります

宮城支部の健康保険料率は引き上げとなります

皆様のご理解をお願い申し上げます

協会けんぽの全国平均健康保険料率は、平成 29 年度も 10.00% に維持されることになりました。
一方、宮城支部の健康保険料率は、平成 29 年 3 月分（4 月納付分）保険料率から 0.01% 引き上げの 9.97% に変更となります。

また、介護保険料率は 0.07% 引き上げの 1.65% に変更となります。
厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆さまの医療保険制度を支えるため、ご負担の増加につきまして、なにとぞ、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

現行 9.96%

健康保険料率

平成 29 年 3 月分～

9.97%

現行 1.58%

介護保険料率

平成 29 年 3 月分～

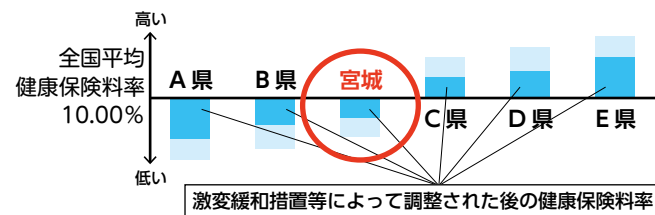
1.65%

※40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

なぜ、全国平均健康保険料率は変わらないのに宮城支部の健康保険料率は上がるの？

①協会けんぽの健康保険料率は、各県の協会けんぽに加入している皆さまの医療費に基づき、各都道府県ごとに決定されます。そのため、疾病の予防などにより加入者の皆さまの医療費が下がれば、その都道府県の健康保険料率を下げることにつながり、医療費が上がればその都道府県の健康保険料率を上げることにつながります。
宮城支部は、医療費の伸びが全国平均よりも上回っており、健康保険料率を押し上げる要因のひとつになっています。

②健康保険料率の差が急激に広がらないよう、全国平均健康保険料率と各都道府県支部の健康保険料率の差を圧縮する経過措置（激変緩和措置）が取られています。この措置は平成 31 年度までに段階的に解消していくこととなっております。



健康保険料率の上昇を抑制するために

健康保険料率上昇を抑制するため、平成 29 年度は

- ・「職場健康づくり宣言」制度の普及拡大
- ・ジェネリック医薬品の使用促進
- ・健診・保健指導による疾病予防や健康増進
- ・扶養家族の資格確認

等の事業に引き続き取り組んでまいります。

今回のご負担増加につきまして、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の 3 つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	●退職日までに被保険者期間が継続して 2 ヶ月以上 あること ●退職日の翌日から 20 日以内 に手続きすること	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	●ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ●ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	●保険料は、退職時の標準報酬月額（上限 28 万円）にお住まいの都道府県別の保険料率を乗じた額となります ●納付期限までに納付されない場合、資格喪失となります	●保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります ●倒産、解雇、雇止めなどにより離職した場合は保険料（税）が軽減されることがあります ●お住まいの市区町村により保険料額が異なります	被扶養者の保険料負担はありません それぞれの保険料額を比較することをおすすめします

健康長寿のために 「残薬」があったら教えてください



「残薬」とは、飲み残した薬、つまり、治療薬として渡されたけれども使用されなかった薬のことをいいます。疾患が治癒したことで使われなくなった場合は別として、出かける前忙しい朝や、外食の多い昼食時など、薬を飲むタイミングを逸してしまい、飲み忘れてしまうのは多いことです。

皆様の手元にはどのくらいの薬が残っていますか。まず、お手元の薬を調べてください。次回受診日までの予定分に足して 1 週間から 10 日分の薬は、災害や緊急な用事などの余裕分としてください。それ以上の薬が残っていたら残薬として考えてください。

最近、薬局で薬を交付される時に「薬は飲みきりましたか？」「残薬はありますか？」と聞かれることが多いと思います。現在、薬局では残薬を減らそう、残っている薬の使い道を考えようとして提案しています。残薬がある場合は是非かかりつけ薬局にお持ちください。薬剤師がお手伝いして何の薬がどのように残って

いるか、確認をします。そして、飲み忘れ防止の方法や整理の仕方の提案を行うとともに、不要な医薬品の処分なども行います。

処方医は飲めなかったかについては正確に知りたいと思っています。治療の方針は、薬をきちんと飲むことを前提にして効果を判断しています。飲めていない場合は、飲み忘れの原因を探り、薬剤師は医師に薬や飲み方の変更も含めて相談していきます。例えば、どうしても昼食時に薬を飲めない場合は、朝夕だけ飲めばよい薬を提案することもあるのです。

皆様は医療保険を使い、治療や医薬品代として自費分として 3 割負担等になっていると思いますが、全額となればかなり高額になります。残薬を試算してみたところ年間数 100 億円に上りました。それぞれが気をつければ残薬の解消が可能です。限られた資源を有効活用するためにも、残薬を見直してみよう。

一般社団法人 宮城県薬剤師会 広報委員会委員 笠原純子



全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/miyagi>

協会けんぽ宮城

検索

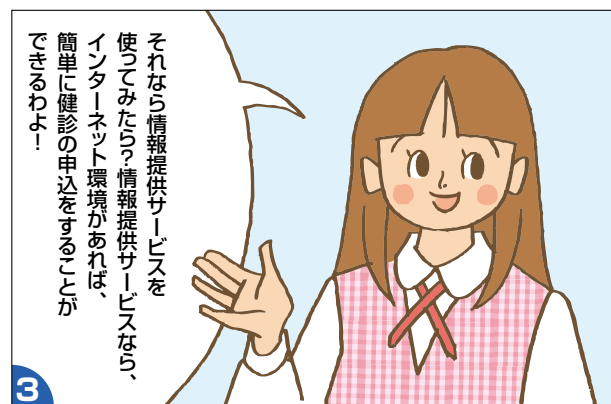
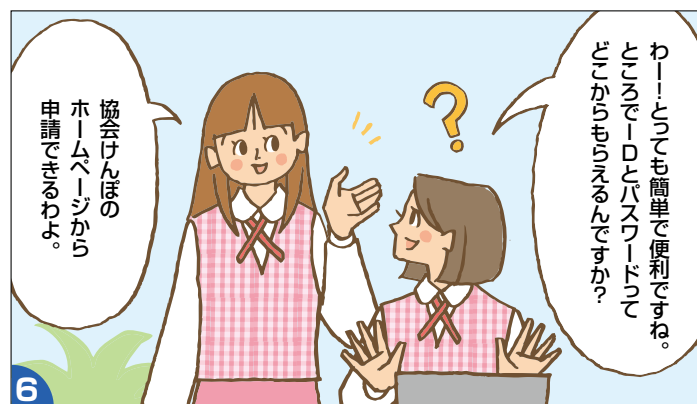
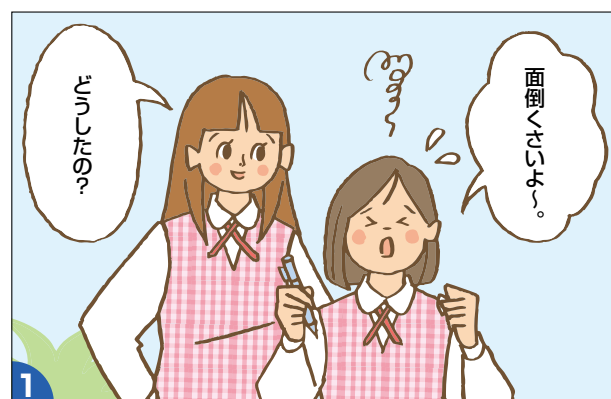
〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

☎022-714-6850
FAX022-714-6857

M美
さんの

社会保険物語

情報提供サービス
第91話



協会けんぽからのお知らせ

<情報提供サービスを使った生活習慣病予防健診の申込みについて>

情報提供サービスでは、事業主の皆様が生活習慣病予防健診の申し込みができるサービスを提供しています。

情報提供サービスでできることは、生活習慣病予防健診対象者データのダウンロードと、健診申込情報のアップロードです。ダウンロードした対象者データを、「健診申込データ作成ツール“オブティ(Opti)”」にて編集していただき、情報提供サービスにアップロードしていただくと、簡単に生活習慣病予防健診の申込が完了いたします。

情報提供サービスを使うためには、ユーザーIDおよびパスワードを取得していただく必要があるため、お持ちでない事業主様は協会けんぽのホームページよりご申請をお願いいたします。後日郵送で協会けんぽからユーザーIDとパスワードが届きます。

ご不明な点は協会けんぽ宮城支部までお問い合わせください。

問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部

〒980-8561

仙台市青葉区国分町3-6-1

仙台パークビル8F

TEL 022-714-6854

(保健グループ直通)

ホームページは

「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ

検索

協会会員対象
福利厚生事業

『仙台うみの杜水族館』の施設割引料金が
3月中の期間限定でさらに割引になります!!

特別割引期間 2017年3月1日(水)～3月31日(金)

利用方法: 別紙の「感謝月間」利用券をお名前記入のうえ水族館1F
チケット販売窓口へ提出し、入館券をお買い求めください。

※「感謝月間」利用券をさらにご希望の場合は、連絡先・必要枚数等を明記のうえFAXにて当協会までご連絡ください。
なお、連絡いただいてから到着まで数日を要しますのでご了承ください。

	通常料金	契約料金	期間限定(3/1～3/31) 特別割引料金
大人(18歳以上)	2,100円	2,000円	1,800円
中学・高校生(12歳～18歳)	1,600円	1,500円	1,300円
小学生(6～12歳)	1,100円	1,000円	900円
幼児(4歳～未就学児)	600円	550円	500円
シニア(65歳以上)	1,600円	1,500円	1,300円

平成28年度「年金シニアライフセミナー」が下記会場で開催されました

年金と健康保険の説明の他、「いきがい」セミナーを開催し、いずれも、当初の申し込み定員を上回る応募があり、定員を拡大して盛会に開催となりました。来年はさらにより良いものとして開催したいと思いますので、ぜひ多くの方々の参加をお待ちしております。

- 平成28年10月6日 仙台市青葉区「ホテル白萩」
- 平成28年10月18日 大河原町「コミュニティーセンター・オーガ」
- 平成28年10月20日 大崎市古川「グランド平成」
- 平成28年10月27日 仙台市青葉区「ホテル白萩」



「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」

平成28年7月1日から平成29年6月30日迄は、会員事業所の「平成28年度協会費払込受領証」の写し・宿泊者の「健康保険証(含被扶養者)」をご提示いただくと、ご利用者お一人につき1,000円の割引をいたします。

..... 契 約 宿 泊 施 設

「秋保の郷 ばんじ家」
☎022-397-3156

「鳴子やすらぎ荘」
☎0229-87-2121

「松風荘」(新潟県上市瀬波温泉)
☎0254-53-3086

※会員皆様のご利用の公平性を期すため、平成28年1月以降、同一人のご利用の上限を年間合計10回まで、及び同月内の利用については2回までとさせていただきます。ご了承ください。

申込み・問合せ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階

TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

宮城県社会保険協会

検索

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 9:00～19:00 ●第2土曜日 9:00～17:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについても受け付けます。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料がかかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

相談時間 ●月～金曜日 8:30～17:15
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00
(なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

☎022(262)5527

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台 (仙台パークビル2F)



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4						1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

◆受付時間

平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時
週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



3月・4月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F)	土日および祝日以外の 平日	8:30～17:15 (予約できます)	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	平成29年3月8日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118
登米市南方総合支所 (予約制)	平成29年3月23日(木)	9:30～12:00 13:00～15:30	古川年金事務所 0229-23-1204
	平成29年4月27日(木)		

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
- ・ご予約は、相談日の1カ月前から受付いたします。
- ※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- ※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び印鑑が必要となります。

年金相談の予約来所時の注意点

年金相談のご予約をいただき、お約束の日時に年金事務所の窓口においでいただいた際は、総合案内で予約していたことをご確認ください。

※お約束の時間から遅れる場合には、連絡をお願いいたします。

年金事務所	予約申込み電話番号
仙台東年金事務所	022-257-6116
仙台南年金事務所	022-246-5115
仙台北年金事務所	022-224-0895
石巻年金事務所	0225-22-5118
古川年金事務所	0229-23-1204
大河原年金事務所	0224-51-3115